

# 国立市立第一中学校 学校いじめ防止基本方針（改訂版）

## 学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。生徒の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

### いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

### いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

### いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童（生徒）をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

### 学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営方針等への明示</li> <li>・ふれあい月間</li> <li>・個人面談</li> <li>・道徳授業</li> <li>・集会、朝礼等での講話</li> <li>・いじめ防止プログラムの実施</li> <li>・特別活動の充実（自己有用感の醸成）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職による日常的な校内巡回</li> <li>・アンケートの実施</li> <li>・1学期の保護者会での共通理解</li> <li>・全学年担任による個人面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の報告義務の周知</li> <li>・事例を通した教員研修</li> </ul>
児童（生徒）のいじめ解決に向けた主体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動（5月、9月、1月）</li> <li>・対面式でのスクールバディの周知（4月）</li> <li>・いじめ撲滅標語の募集、掲示（7,11月）</li> <li>・生徒会主催のいじめ防止集会（11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの実施（6月,11月,2月）</li> <li>・スクールバディルームの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを受けた生徒の安全確保</li> <li>・全校生徒への周知及び心のケア（臨床心理士等の派遣）</li> </ul>
教員の指導力の向上と組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修・2,3年次研修</li> <li>・10年研修・服務研修（年2回）</li> <li>・国立市小中合同研究会</li> <li>・国立市リーダー研修会</li> <li>・東京教師道場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休み時間における教員の校内巡回</li> <li>・授業中における生徒観察</li> <li>・校内いじめ対策委員会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態の調査組織を設置</li> <li>・いじめを受けた生徒及び保護者への適切な報告と継続的相談</li> <li>・加害生徒への適切な指導と保護者への対応</li> <li>・教育活動の早期正常化</li> </ul>
保護者・地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援センター</li> <li>・スクールソーシャルワーカー</li> <li>・一中協力者会議委員</li> <li>・スクールカウンセラー（SC）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCによる生徒全員面接（1学期）</li> <li>・保護者会にていじめについての共通理解</li> <li>・「一中いじめ対策委員会」との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所、子ども家庭支援センター警察等関係機関との連携</li> <li>・市教委への迅速な報告及び「国立市いじめ問題調査委員会」への協力</li> <li>・保護者会の開催等保護者、地域への周知</li> <li>・早期解決のための関係機関への協力要請</li> </ul>

### 学校でのいじめ防止等のための組織

#### 生徒会・スクールバディ

- いじめ防止プログラム
- 生徒同士による相談活動
- いじめ防止のための主体的な取組
- 生徒会集会を利用した啓発
- 傍観者にならない宣言



#### 国立第一中学校いじめ対策委員会

- ##### 校内推進組織
- 校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織
- いじめ問題対策推進担当者
  - 管理職
  - 養護教諭
  - 生活指導部員
  - SC・SSW



##### 保護者・地域との連携組織

- 保護者・地域関係者と連携したいじめ問題解決に向けての取組組織
- P T A 役員
  - 学校関係者評議委員会（一中協力者会議）
  - 青少年地区育成会
  - 民生・児童委員等

◎重大事態発生時の対応

